館山市広報

発行所　館山市役所
館山市北條1087番地
電話館山67・68・188番

あなたの清き一票の基

來年度の選擧人名簿の作製

九月十五日現在で本市の區域内に三ヶ月以上引続き住所を有する者の選擧資格を調査し十月三十一日までに作製することになり、選擧管理委員會から各家庭へ調査員がお伺い致します。

日本國民は満二十年になれば選擧權があることは皆様ご承知の通りでありますが、いくら選擧權があるからといつても選擧人名簿に名前が登載されていなければ選擧を行う際に投票することができません。

よく選擧の間ぎわになつて、去年選擧をしたのだから今度の選擧ができないはずがないといつてこられる方がありますが、選擧人名簿は毎年新しく作るものでこれに漏れるとこの期間中は選挙ができない場合もあります。また税金を拂つているのだから選擧人名簿に載らないはずはないとか、住民登録をしてあるからなどと申出られる方もありますが、選擧人名簿は、選擧管理委員會から調査員が各家庭を訪問してその資格調査をして作製するものでありしたがつて調査漏れをすると名簿に載らず選擧ができないことになりますから、お伺いした際には必ず漏れのないようご協力願います

基本選挙人名簿の

縦覧期間

基本選擧人名簿を作製いたしますと、名簿に登載された選擧權者に縦覧をしていただき、誤りがあるかないかを見ていただく期間があります、これが十一月五日から十九日までの間市選挙管理委員會室で行いますので、よく見てもし漏れていたり誤つて記載された場合は異議の申立をして、なおすことができます。

一、名簿に登載する者の資格要件

1. 日本國民であること
2. 年令満二十年以上（昭和九年十二月二十一日以前の生れ）の者
3. 九月十五日現在により、その日まで引続き三ヶ月以上本市の區域内に住所を有する者（本年六月十六日以前から住所を有している者）であること。

二、選擧權を有しない者

1. 禁治産者
2. 禁こ以上の刑に處せられその執行を終らない者

この基本選擧人名簿は今年の十二月二十日から来年の十二月十九日までのあらゆる選擧に使用されますので、一人の脱漏者のないようご協力をお願いいたします。なお九月十六日以後満二十年になつた人、又は本市に轉入されて九月十五日現在で三ヶ月以上居住されていない方達は、選擧のある都度つくられる補充選擧人名簿に載ることになります。これはその時改めて申告をしていただくことになります。

8月の人口動態

總人口	59.681人
世帯数	12.520
出生	109人（男58・女51）
死亡	61人（男35・女26）
死産	5人
婚姻	21件
離婚	3件

南部海区 漁業調整委員会委員

選挙人名簿の申請

漁業法第八十九條の規定により選挙人の申請に基いて、九月十五日現在で選擧資格調査をし、十月三十一日までに名簿を作製いたします。

この選擧人名簿登載の申請をする者は次に該当するものです。

(1)昭和九年十二月二十一日以前生れの者

(2)本市の區域内に住所又は事業場を有する者

右の(1)・(2)の要件を具備して次にかかげる事項に該當する者

イ、一年に九十日以上漁船を使用する漁業者又は漁業者のために漁船を使用して水産動植物の採捕もしくは養殖に從事する者

ロ、一年に九十日以上採藻漁業もしくは採貝漁業を營む者、又はこれらの漁業者のため採藻もしくは採貝に從事する者

ハ、漁業協同組合又はその連合會の役員となつたため前項(イ)・(ロ)に該當しなくなつたもので、その役員に就任する際に前項(イ)・(ロ)の要件を充足していた者

以上に該当する方々に對して調査員が申請のあつせんを行いますが不在等で申請をしなかつた者等については市役所選擧管理委員會又は各出張所に申請用紙が用意してありますので、印鑑を持參の上必ず申請をして下さい

秋の小中高校

運動会予定日

學校名	豫定日
船形小學校	九・二十三日（木）
東　〃	〃
富崎　〃	十・一日（金）
神戸　〃	十・二日（土）
○九重小中學校	〃
○館野小中學校	〃
北條小學校	十・三日（日）
畑　〃	〃
○神余小中學校	十・五日（火）
○豊房小中學校	〃
西　小學校	十・六日（水）
館山　〃	十・九日（土）
那古　〃	十・十六日（土）
房南中學校	九・二十六日（日）
第二中學校	十・一日（金）
西岬　〃	十・二日（土）
第一中學校	十・三日（日）
館山高等學校	十・十日（日） 雨天なら二十四日

付記。

小中學校ともに雨天の場合には順延

○印は小中學校一緒に行う。

☆　☆　☆　☆　☆

盛りあがる市政への協力

軌道にのる納税組合

便利な納税組合

どうしたら私達の市を住みよいまちに作りあげてゆくことが出來るでしょうか？　これは皆さんよく御存知のことと思います。私達自身の手で育てあげてまいらねばなりません!!　その一つとして市税の完納に協力していただいている、納税組合の結成は市政發展の原動力として大いにその効果をあげつつあります。

當市の納税組合は昭和二十七年三月市民の皆様の積極的な御賛成により、その発足をみましてから着々としてその成果を挙げ、結成状況は當初より逐次増加の一途をたどり昭和二十九年三月現在五六組合、加入人員一、八六二人となりましたが、本年の五月、周邊六ヶ村の合併とともに新市域の擴張と、急激なる納税意慾の向上により、その結成組合数一〇一、加入人員数五、六七三人を数え、ほぼ倍數の増加を見るにいたりました。これもひとえに市民の皆様の御理解ある協力のたまものと感謝しておりますが、市といたしても大館山市となりました今日目的達成未だ遠しとし、理想として全市の組合結成を完了するよう、納税組合自体の機構、特典等大いに改革を加え、その長所を伸してますます市民の皆様の熱望にこたえ一石二鳥ならぬ三鳥の實をあげるよう努力いたして居ります。

だれしも納税の大切であることは熟知していながら、仲々納税期間内に完納するということは容易なことではありません。これを各人の市税の總額は大体わかりますので、毎月きまつた額を組合に預けることにより組合がその預金から市税を納付する。すなわち、組合員の出しあつた預金でお互に融通をつけて納付することができるというような仕組になつております。これは大変各人の手数もはぶけてお互に便利な方法であります。又農村地帯は市街地と異り收入が變則でありますので、必ずしも毎月一定額の納入をするような貯蓄組合式な方法をとらず、各人がもよりにて各月の納税を完納するという方式もとられています。

このような組合に對して左のような奨勵規程と特典が與えられています。

(一)組合設置奨勵金として組合員一人につき二十円を組合に交付する。

(二)組合員増加奨勵金として増加人員に對して一人につき十円を組合に交付する。

(三)完納奨勵金を年度内を通じて、市税を取りまとめて納期限内に完納した組合に左のように交付する。

1. 納税令書一通につき二円
2. 市税納付金額百円につき三円

(四)納税組合の預金利子に對して、原則として所得税がかかりません。

(五)納税組合の預金の利率は普通の預金の利率より高率で取扱われる。

以上のような制度でありまして、組合設置は非常に簡單で十人以上の賛成者があれば、すぐ結成できます。なお御不審な点がありましたら、どしどし係（税務第二課内）迄お問合せ下さつて、大いにその特典を活用して納税組合を結成し、市税完納に御協力下さるようお願いいたします。

國有機械及び器具の

交換と拂下げ

中小企業にたいする國有機械及び器具の交換または拂下げについて、本年も昨年に引續き實施されることになりましたので利用されるようお知らせいたします。

一、對象企業

中小企業として左の各項のいずれかに該當するもの。

㋑資本金出資總額壹千万円以下の會社

㋺常時使用する従業員数が三百人以下の會社、もしくは個人

㋩國有財産特別措置法施行令第十四條に規定された重要産業部門に屬している會社もしくは個人

㋥中小企業等協同組合法による事業協同組合及び企業組合であること

二、申請の場合は現品（千葉市作草部町旧軍補給廠内に保管してある）を調査の上申請をして下さい。

三、交換及び拂下對象機械の種目別と數量

普通旋盤	五〇台
ターレット旋盤	三一台
卓上旋盤	一六台
ボール盤	一七台
研磨盤	四〇台
フライス盤	六二台
ラジアルボール盤	二台
竪削盤	三二台
空気壓縮機	九台
プレス	一八台
金切鋸盤	三台

なお詳細は縣商工課又は市商工水産課までご照合下さい。

市内小賣自由物價調査表

館山商工會議所調
昭和29年8月31日現在

品目	銘柄	單位	當月價格	前月價格	騰落 +−
（主食品）			5品目		
米	内地産精米	1升	130	140	−10
大麥	〃精麥	〃	55	55	
小麥粉	〃白一等粉	1貫	200	200	
食パン	（輸入粉）上	1斤	30	30	
乾うどん	中等品	1把	20	20	
（鮮魚肉類）			5品目		
するめ	中羽	100匁	40	80	−40
煮干	1〜2寸中級	〃	50	50	
牛肉	一等品	〃	200	200	
牛乳	壜詰	1合	12	12	
鷄卵	地玉	1個	14	15	−1
（蔬菜類）			6品目		
キャベツ	中玉	100匁	8	10	−2
葱	長ねぎ	〃	15	10	+5
大根	地廻品	〃	8	6	+2
牛蒡	〃	〃	20	20	
甘藷	農林1號	1貫	100	130	−30
馬鈴薯	ダンシヤク	〃	100	80	−20
（調味料）			5品目		
食塩	國内産	1kg	21	21	
味噌	赤味噌一等	100匁	25	25	
醤油	壜詰品	2リットル	160	160	
砂糖	白ザラ	100匁	57	55	+2
食用油	白絞	1升	370	370	
（嗜好品）			4品目		
りんご	中玉	100匁	30	45	−15
番茶	中級品	〃	150	150	
清酒	一級壜詰	1升	835	835	
ビール	有銘品	1本 3.8合	125	125	

品目	銘柄	單位	當月價格	前月價格	騰落 +−
（纖維品）			7品目		
綿縫糸	白三子	（5匁）	15	15	
タオル	綿 12匁強	1枚	80	80	
靴下	男物（三重底）	1足	100	70	+30
毛糸	スキー中細	1ポンド	1.680	1.680	
人絹織物	無地巾21吋	1ヤール	55	45	+10
綿織物	キャラコ 36吋巾	〃	80	65	+15
ワイシャツ	ブロード40番	1枚	700	750	−50
（日用品）			5品目		
ちり紙	和紙3號	100枚	20	15	+5
洗濯石鹸	ニッサン	1個	10	10	
マッチ	一級品（10ヶ入）	1包	17	18	−1
鍋	アルマイト 20cm	1個	270	270	
下駄	男物桐台 花緒なし	1足	220	220	
（燃料）			3品目		
電氣代	一般家庭用 月平均	28KWH	251	251	
木炭	黒雑丸	1俵	360	360	
薪	雑木	1束	43	44	−1

調査品目	40
騰貴	7
下落	10
保合	23

この調査表は八月三十一日の大体の標準を示したものでありますが、現在の經濟状態からみて、つねに物價が變動しておりますから必ずしも、これが市内全般の固定價格でないことは勿論であります。

母子福祉金の貸付を行つています

（一）貸付を受けられる方は

1. 夫に死に別れた者
2. 夫と離婚した者
3. 夫に捨てられた者
4. 夫の生死が明らかでない者
5. 夫が外地にあつてその扶養を受けられない

右の五項目に該當している者で現在他の男と婚姻関係を結んでいないで現在二十才未滿の兒童を扶養している女子

6. 夫が精神病又は身体の障害で長期にわたつての療養し又は療養を必要とし勞働能力のないもので現在兒童を扶養している者
7. 夫が刑罰を受け長期間刑務所に服役中のもの
8. 婚姻によらないで母となつた女子（正式な結婚によらないで）

右の二項目（6.・7.）いずれも現在他の男と婚姻関係のない女子で現在二十才未滿の兒童を扶養している者

9. 父母のない兒童

（二）貸付金の種類

1. 生業資金＝事業を開始するに必要な資金
2. 支度資金＝就職に際し必要な資金
3. 技能習得資金＝事業を開始し、又は就職するため必要な知識・技能を習得するに必要な資金
4. 生活資金＝技能習得資金の貸付をうけて前項に規定する知識技能を習得している期間中の生活を維持するに必要な資金
5. 事業繼續資金＝事業を繼續するに必要な資金
6. 修学資金＝その扶養する兒童の就學又は實地習練を受させるのに必要な資金
7. 修学資金＝その扶養している兒童が事業を開始し、又は就職するに必要な資金

利子は年三分（据置期間中は無利子）修學資金の貸付金の場合は無利子

返還方法＝年賦・半年賦・月賦のいずれかとする。

（三）貸付金の決定は

貸付金を受けようとする者は保證人をたてて都道府縣に申請し、貸付の決定は都道府縣兒童福祉審議會の意見をきき、年三回都道府縣が貸付金を決定する。

（四）申込要項

借受をしようとする者は市福祉事務所に申請用紙がありますのでご遠慮なくお申出下さい。

（五）母子相談員とは

母子世帯のお世話をするために市福祉事務所に後藤ゆき母子相談員が駐在しております。この母子相談員は母子世帯の紛爭・もめ事・心配事等の相談に應じるようになつておりますので、ささいなことでも相談して戴き、ご利用下さいますようお願いいたしたいと存じます。

資金種別	金額	据置期間	償還期間	一回の償還金
生業資金	五〇、〇〇〇以内	一年	据置期間経過後四年以内	月賦 一、一〇七 半年賦 六、六七九 年賦 一三、四五一
支度〃	一五、〇〇〇以内	一年	据置期間経過後五年以内	月賦 、二七〇 半年賦 一、六二七 年賦 三、二七五
技能習得〃	月 一、五〇〇以内	技能修了後六ヶ月	〃十年以内	
生活〃	本人月 一、〇〇〇以内 兒童 五〇〇	〃六ヶ月	〃十年以内	
事業繼續〃	三〇、〇〇〇以内	なし	二年以内	月賦 一、二八九 半年賦 七、七八三 年賦 一五、六七八
修學〃	大學月 二、〇〇〇 高校月 七〇〇	卒業後六ヶ月	据置期間経過後二十年以内	
修學〃	月 一、五〇〇	修業後六ヶ月	据置期間経過後五年以内	

秋の影

今にも没しようとする西陽の余光が、夜のトバリのおりかけた八幡の夕凪ぎに、銀の粉を散らしている。

「さあ舟出だ」と渚から沖合へすべり出した一そうの小舟……

黒い漁夫の点景と、海面に揺れる舟のシルエットにどことなく郷愁が湧く、一漕ぎ、二漕ぎ、やがて舟は見えなくなつたあとにはただ静寂が殘り、浜には秋の潮風が流れていつた。

綱引聲
かすむ
八幡の
夕凪ぎに
（亜浪）

写眞　八幡海岸の夕景

國民健康保險運營協議會の發足

館山市國民健康保險運營協議會が設けられ委員として左記のとおり選任されました。この協議會は保險事業の円滑なる運營を期するための、市長の諮問機関です。被保險者の皆様で、わからないということ、こうして欲しいということがありましたならば各委員にお話し下さい。委員の方達は皆様の代辯者として保險事業を皆様のためにそだてあげてまいります。

國保運營委員

（一）被保險者代表

塩見一八七	大田稲三郎
大神宮六五六	鈴木威
布良九四四	吉田和壽
東長田一五六	佐野善助
山本二、三九八	三澤節
江田三二二	和田守喜
沼一、一五〇	鈴木辰之助
北條一、〇七〇	飯塚金次郎
那古三二四	加藤良太郎
船形二七六	三平繁

（二）公益代表

坂田三四四	海老原市郎
藤原一三	小川辰太郎
相濱三八	山田惠三
北條三、六六〇	小谷無違
山本八六二	小澤惠太郎
薗二五九	小濱光義
長須賀一七六	原田德重
那古六八一	長井喜代
上眞倉一、八五四	石井文治
船形三三〇	武田喜一郎

（三）療養擔當者代表

北條一、六四一	川名正義
〃一、〇五三	田村利男
〃一、〇五八	安藤建治
大神宮四七三	古川齊
館山一、〇一〇	石井潔

直營診療所運營委員

（一）公益代表

布良一八五	嶋田繁
茂名六八九	石井忠治
北條一、八六二	本間讓
南條五四	小原謹治
北條一、一三四	渡邊宥宏
那古一、六七二	中村良五
長須賀九五	石井平次
八幡五三八	加藤貞
船形一、二七八	嶋貫壮作
館山九〇〇	山口康

（二）被保險者代表

伊戸一、〇一九	吉田勇次郎
腰越五一七	飯田浩
水岡四三〇	田中虎三郎
岡田八八	山口房治
神余三五三一	吉田讓三
長須賀一七三	星野均
上眞倉二、四〇一	大内善高
小原四六七	小瀧作次郎
館山八八四	安藤龜吉
船形一、二三六	秋本重太郎

鄕土案内【その三】

神戸

神戸は市の西南に位して西は海を隔てて遠く伊豆七島に面し、南は富崎・白浜に境している。世帯数七四〇、人口四、〇二一人を數え、大神宮・中里・龍岡・犬石・佐野・藤原・洲宮・茂名・布沼に分れている。農を主とし産物は米麥・落花生・甘藷・西爪・薪炭等があり、また促成栽培地として知られている付近には平砂浦・小塚大師・於々止伊塚・待山・巴原等の名所舊蹟にとみ、また、元官幣大社安房神社・元縣社洲宮神社等もある。

名所・旧蹟

安房神社＝大神宮字宮谷にあり、安房の國創基の祖神であるので、昔より伊勢兩宮の式にならい、上宮・下宮と分け、上宮に太玉命を祀り、下宮に天忍日命・天富命を合祀してある。

洲宮神社＝社傳にいう神武天皇の頃天富命、社殿を登尾山に建立して、后神天比理乃命を祭る。

遍知院＝大神宮字小塚にあり、弘仁年間（一、一四〇年前）空海（弘法大師）がこの地に來遊の時、草創開基したもので、自己の肖像二軀を手刻す、その一軀を海上に流したところ、たまたまその像對岸に漂着し、今の神奈川縣河原村平間寺に安置したという、平間寺は俗に川崎大師という。時に年四二才、關東三大師の一つとして、小塚大師の名知られ、參詣者が多い。

於々止伊塚（待山・巴原）＝むかし毎年八月十五日北條八幡宮で放生會なる神事があり、安房神社の神輿八幡宮に還幸し（現在の大祭は九月十五日）九月二十八日安房神社大祭に（現在の大祭は八月十日）八幡宮また神輿を安房神社に還幸することを例とした、この日諸社の神輿もこの地に會合して濱出の神事があり全社集合するまで先着の神輿を奉置して待つた故に待山という由來が生れたという（現在の字松岡にある）各神輿集合におよべば一齊にこれを擧げて同時に発輦して於々止伊（おおとい）という。ゆえにこの所を稱して於々止伊塚と稱する、於々止伊とは「大貴」の轉語という。諸社の神輿、浜出に出御し神輿相會する地を相濱と稱した、今の富崎相浜の呼稱となつた由來と傳説につゝまれた純農業地帯である。

家を建てる場合は届出が必要

都市計画を行つている市では建築物を建築しようとする場合、建築主が確認申請書を縣の建築主事に提出し、その建築物が都市計画の法令や條例に適合しているかどうかを確認を受けて、その後工事に着手するということになつております。館山市の場合においても從來より前記の通りの手續をとつておりますが、今度六ケ村の編入によつて舊村地域も都市の一部として當然との法規が適用されます。この都市計画の法規とは建築物の敷地・構造・設備等が直接都市の住民の生命財産に大きな影響がありますので、建築基準法によつて一定の基準を定めこの基準に適合しないものは建築できないとになつております。次にとの手續の概略を申し上げますと、まず工事前に配置図・附近の見取図・平面図を付した確認申請書を三部作製し市の建築課に提出していただき、市はこれを縣の建築主事に送付いたします、この際、手數料として、三坪から六坪まで二百円三十坪まで五百円、三十坪以上七百円から千円まで納付していただきます。縣の建築主事はこの申請書に基き、法規に適合しているかどうかを審査して適合したものだけを認可してきますので認可を受けてから着工届を提出し、完了のときは、完了届を出して、検査を受けることになりますが、検査済證が交付されて、はじめてその建築物が使用できることになつております。この諸手續を怠りますと工事中止・使用制限、あるいは除去等の行政處置がとられますので、今後建築物を建築する場合はもちろん移轉・改築・増築を問わず必ず届出するようお願いいたします。ただし三坪に滿たない場合は届出の必要がありません。

館山市戰没者慰霊祭の開催

きたる九月二十六日（日）午前十時より第二中學校講堂において、日露戰爭よりの戰没軍人・軍屬の慰霊祭が、市および、市社會福祉協議會の主催によつて開催されます。

陸上　海上　航空　自衛官志願案内

1. 採用豫定人員
   - 二等陸士　約二〇、〇〇〇名
   - 二等海士　約一、六〇〇名
   - 二等空士　約一、五〇〇名
2. 任用期間
   任用期間があるものは陸士だけで、その任用期間は二年又は三年（長官の指定した技術職種）
3. 志願資格
   (1) 年令、昭和四年十月二日から昭和十一年十月一日までに生れた心身健全な男子で原則として獨身者
   (2) 學力、新制中學校卒業程度以上の學力を有する者
   (3) 身体検査基準
   ア 身長155cm以上、胸囲おおむね身長の二分の一以上、体重48kg以上の者
   イ 眼鏡をかけない者は、兩眼とも〇・六以上の視力がある者
   眼鏡をかけている者は、眼鏡をかけないで兩眼とも〇・二以上、眼鏡をかけて〇・八以上の視力がある者（トラホームは輕度のものでも採用しない）
   ウ ただし海士は眼鏡をかけないで兩眼とも〇・八以上の者
   エ 辨色力が海士・空士は完全な者、陸士はおおむね完全な者
   オ 聽力が正常な者
   身体強健で傳染性疾患・慢性疾患・奇型四肢關節等の異常のない者
4. 受付期間
   九月三十日（木）まで
5. 志願手續
   市役所又はもよりの自衛隊から志願票二通を受取り、所要事項を記入の上、五円切手をそえ、居住地の市役所に提出又は郵送して下さい。
6. 試驗
   (1) 簡單な筆記試驗、面接試驗及び身体試驗
   (2) 試驗は十月二十一日～二十六日の間に行います。

十月の天候予想

富崎測候所

概況

月始めは太平洋沿岸沖に前線が停滞しやすいが、その後は中緯度高氣壓帯が南に強まり移動性高氣壓帯が南偏して本邦を通過する見込で台風は一ヶ位上陸する傾向がありますが、詳しい豫想は困難であります。天氣は始めぐずつき型で氣温もやや低い方ですがその後は安定し晴天が續き中旬にはやや平均氣温も高目になりましよう。全般に台風による一時的惡天の可能性があるほかは秋晴れの天氣が豫想されます。

降水量は一般に平年並かやや少いでしよう。

平均氣温（℃）　やや高い
降水量（粍）　並か所に
日照時間（時）　よりやや多い。

富崎に於ける平年値

	上旬	中旬	下旬
平均氣温（℃）	[illegible]	[illegible]	[illegible]
降水量（粍）	[illegible]	[illegible]	[illegible]
日照時間（時）	[illegible]	[illegible]	[illegible]

かかさぬ納税

9月30日まで

固定資産税の第2期

わが家の誇り